

適正就業基準

(目的)

第1条 公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）適正就業基準（以下「基準」という。）は、会員の安全と就業機会や就業の格差を可能な限り小さくし、会員への就業機会の提供が適正に行われることを目的として定める。

(就業時間)

第2条 就業時間の上限

- (1) 1日の就業時間は、おおむね8時間とする
- (2) 週の実働時間は、おおむね20時間とする
- (3) 1月の就業時間は、おおむね80時間とする
- (4) 1年の就業時間は、1,000時間とする

2 単発就業及び期間が1ヶ月以内の就業
前項の第1号及び第2号は適用しない。

(就業日数)

第3条 就業日数の上限は、1ヶ月10日とする。

2 就業時間が週20時間以内の場合は、10日を超えて就業することができる。

(就業時間及び就業日数の特例)

第4条 仮眠がある場合の就業

宿直業務等において、緊急事態に備える業務に就業している場合、就業時間の半分程度の時間を仮眠している場合は、第2条のうち就業時間の上限は適用しない。

2 除草・剪定業務等就業に季節的な偏りがある業種への就業

- (1) 第2条の第1号、第2号及び第3号は適用しない
- (2) 第3条の第1項は適用しない
- (3) 就業日数の制限

- ① 就業は週5日以内とし、土曜日、日曜日及び祝祭日は就業しない日とする
- ② 屋外作業は、降雨等により作業を行うことがふさわしくない環境にある日は作業をしないこととし、この日は直近の就業しない日に振り替えて就業することができる
- ③ 発注者の要望により就業しない日に就業する必要がある場合は、その日に就業することができる。この場合、就業しない日をその日から1週間以内の日に振り替える

(就業期間)

第5条 同一就業先での就業期間は5年以内とする。

2 前項の定めにかかわらず、安全適正就業委員会（以下「委員会」という。）が就業期間の更新を不相当と判断した会員の場合はこの限りでない。ただし、その他の軽易な業務にかかる就業についての就業期間は定めない。ただし、委員会は必要に応じ就業会員から就業状態の報告を求めるものとし、就業を不相当と判断した場合は就業停止する。

(重複就業)

第6条 継続就業している会員は、原則として他の業務に就業できない。

- 2 前項の定めにかかわらず、継続就業している場合であっても就業時間が第2条第1項第2号で定める時間に満たない時は、その時間の範囲内で重複就業ができる。

(就業期間満了者の就業等の取り扱い)

第7条 就業期間満了時にその就業先において交代する就業会員がいない場合は、就業会員を確保できるまでの間、就業期間満了者が引き続き就業することができる。

- 2 就業期間満了者の就業終了日は、就業期間が満了する日の属する月の末日とする。ただし、それによることが請け負った仕事の遂行に不具合がある場合は、就業期間が満了する日の直近に到来する6月、9月、12月、3月の月末とすることができる。
- 3 同一就業先で同一時期に就業期間満了者が複数いるとき、同時に複数の会員が就業終了することが請け負う仕事の遂行に不具合がある場合は、前項に定める就業終了日に準じ就業終了させることができる。この場合、就業終了する会員の順位は年齢の高い順とする。

(就業停止)

第8条 委員会は、次に該当する会員を就業不適格として就業停止することができる。

- (1) 就業の内容、方法等のルールを守らない会員
 - (2) 就業時間等の服務規律を守らない会員
 - (3) 就業上知りえた個人情報及び就業に係る事項の守秘義務を守らない会員
 - (4) 健康、体力等の理由で業務を果たせない会員
 - (5) 受注先、町民等とトラブルを起こし、反省がない会員
 - (6) 会員とトラブルを起こし、反省がない会員
 - (7) その他この法人の信用を著しく失墜させた会員
- 2 委員会は、就業の更新を希望する会員の審査及び就業停止を行う。
会員の審査にあたっては、委員若干名で構成する審査会を設置して審査させることができる。この場合、審査結果は委員会で承認されて発効する。
 - 3 委員会は、前項の審査に当って、審査結果の通知を受けた会員から異議の申し出があった場合は、速やかにその会員から意見を聞き、審査結果の変更をする必要があるかを判断しなければならない。
 - 4 委員会は、この基準を運用するために必要とする事項を別に定めることができる。ただし、定めた事項は、理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 就業提供の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 未就業会員
 - (2) 単発就業のみの会員
 - (3) 就業期間満了予定者
 - (4) 配分金が月額平均配分金額に満たない会員
- 2 この基準の施行時に、基準に定める事項に違背する就業状態がある場合は、できるだけ速やかにそれを是正しなければならない。

(運営要項)

第10条 この基準の施行に関し、必要な事項は安全適正就業委員会が定める。

(基準の改廃)

第 11 条 この基準の改廃は、理事会において決定するものとする。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。